

# 夏季休業中の生活について

宮城県伊具高等学校 生徒指導部

夏休み中の生活は、次のことに注意してください。

## 1 自主的に規律ある生活をする

## 2 生徒心得をよく守り、伊具高生として恥じることのないよう気をつける

- (1) 登校時は制服とする。  
バイク通学は許可を受けている生徒に限る。
- (2) 外出時は行先・用件・帰宅時間・同行者などを必ず保護者に連絡し、生徒手帳を携行すること。
- (3) 夜間外出は避け、やむを得ない場合でも午後9時までとし、それ以後は保護者同伴であること（23時以降は、深夜徘徊となり補導の対象）。
- (4) 無断外泊・家出は絶対しないこと。
- (5) 飲酒・喫煙・薬物乱用は絶対にしないこと。
- (6) いかかわしい飲食店・パチンコ店への出入りや盛り場、遊戯場付近をうろつかないこと。
- (7) 万引・乗り物盗・暴力行為・不純異性交遊など絶対にしないこと。  
有職少年・無職少年との交際については慎重を期すこと。
- (8) 暴走族（會）等とは関わらないこと。  
（暴走族見物も禁止）勧誘や金品の要求、収益を目的とした販売や販売させる行為、あおり行為も禁止。
- (9) スマートフォンやインターネット上でのトラブルに巻き込まれるような行為はしない。（出会い系サイトの利用やツイッター、LINE等での誹謗中傷をしない。）
- (10) 不審人物との接触、誘い等による犯罪事故の防止。

## 3 健康管理・交通事故防止に努める

- (1) 規則正しい生活(早寝・早起き・朝ごはん)を心がけること。
- (2) 健康診断の結果、治療等を指示された生徒は医療機関を受診すること。
- (3) 交通事故の防止に努めるとともに、事故・違反があった場合には速やかに、学校（担任・生徒指導部）へ連絡すること。
- (4) 今年度、重大な事故になるバイクや自転車による交通事故が発生しました。  
歩行者・自転車・バイクすべて交通法規・交通道徳をよく守り、絶対に被害者・加害者にならないよう充分注意を払うこと。
- (5) 本校のバイク使用規定を守り、特に無免許運転・50cc以上のバイク運転・ノーヘルメット・二人乗り・スピード違反・暴走行為・バイクの貸し借りはしない。
- (6) バイク・自転車による遠乗り・宿泊旅行をしないこと。

- (7) プールや海水浴・魚釣等における水難の防止（立入禁止区域には絶対に入らない）。
- (8) 危険な玩具・花火・爆発物等による事故や火遊びによる事故は絶対におこさない。

#### 4 旅行・アルバイト等の諸届を確実にする

- (1) 旅行しようとする生徒はクラス担任を通じて所定の手続きをして、届け出を済ませてから旅行すること。
- (2) アルバイトを希望する生徒は、本校所定の手続きを経て届出をしてから行うこと。  
ただし、危険有害業務・深夜業・酒席に侍する業務等については禁止。

#### 5 その他

- (1) 自動車運転免許取得は、本校規定に従い所定の手続きをとり自動車学校に入校すること。  
免許取得後、車の運転をする場合は、保護者が同乗しているときは認めるが、それ以外は禁止する。
- (2) 自動二輪車運転免許の取得は禁止する。
- (3) 事件・事故など不測の事態を見聞きしたら、学校・警察など必要な機関に連絡すること。
- (4) 地域社会の行事へ参加し、地域の発展に努めましょう。

#### 6 保護者の方へお願い

7月22日（土）から8月23日（水）まで夏季休業になります。休業期間中は、部活動や課外授業、進路活動など力を養う大切な期間です。

また、家庭の指導・監督の下、健康や体力を増進し、自主性や社会性・豊かな人間性を育む絶好の機会です。

しかし、生徒は規律ある生活からの開放感のため生活の秩序を乱しがちになり、問題行動が発生しやすい時期でもあります。

近年の問題行動は、深夜徘徊、公的場所でのマナー違反・喫煙・飲酒・万引き・バイクの騒音・暴走行為・交通事故・スマートフォン等を介した問題行動等、いつ加害者・被害者になるかわからない状況であります。

これら問題行動の未然防止を図るためにも、家庭での「躰」が重要となります。子供達が有意義な夏休みを過ごすよう、ご家庭のご協力をお願いいたします。

宮城県伊具高等学校 生徒指導部

TEL 0224 (72) 2020

FAX 0224 (72) 1322